

新型コロナウイルス感染拡大防止が求められる中での
総会開催時の役員選出方法について

令和 2 月 4 月 6 日
全国中小企業団体中央会

1. 書面により議決権とともに選挙権を行使する方法について

組合の組合員は組合法第 11 条第 2 項により、選挙権を書面で行使（以下「書面投票」）することができることとされており、書面により選挙権を行使する者は総会の出席者とみなされます（同条第 4 項）。従って、書面投票の方法で選挙権を行使することは、組合法第 35 条第 8 項で求められる無記名性が担保されていれば、実施は可能であり、投票方法の工夫の問題であると考えます。

選任制（組合法第 35 条第 13 項）を採用する組合以外は、例えば、次のような方法であれば、書面投票済みの者の管理と無記名投票の担保の両立が可能であり、書面投票の方法により役員を選出が可能となるものと考えます。

【事例～書面により議決権とともに選挙権を行使する方法～】

内封筒と外封筒の 2 種類の封筒を利用し、外封筒には組合員の氏名等を記入する欄を設け、内封筒は無記名を徹底させることを前提に、「議決権行使書」と役員選出のための「投票用紙」を別々にした段階で誰が書面投票済みであるのかが分かるよう（議決権行使書は、議決権行使状況の集計作業のため別々にまとめる必要があります）、無記名の内封筒に投票用紙を入れて封をし、これを更に投票者の名前が記載された外封筒に入れて管理します（外封筒のみ開封して、内封筒を混ぜ合わせるにより投票者が特定できなくなります）。このことにより、無記名投票を担保することが可能となると考えます。

2. 議決権のみ書面行使する方法について

決議議案については、本人出席者、委任状出席者、書面出席者により、決定することは可能です。この場合、定款に定めた定足数を満たしていることが必要になります。他方、役員選出のための選挙権の行使については、定足数に相当する定めはないため、本人出席者及び委任状出席者だけの選挙権の行使により選挙が成立すると考えます。

なお、1. 及び 2. の何れの場合においても、日時、場所を特定し総会の招集通知を発出するとともに、当日の総会運営に支障のない数の組合員の出席と選挙行為を管理する者がいることが前提となります。